

伊勢市人権尊重都市宣言

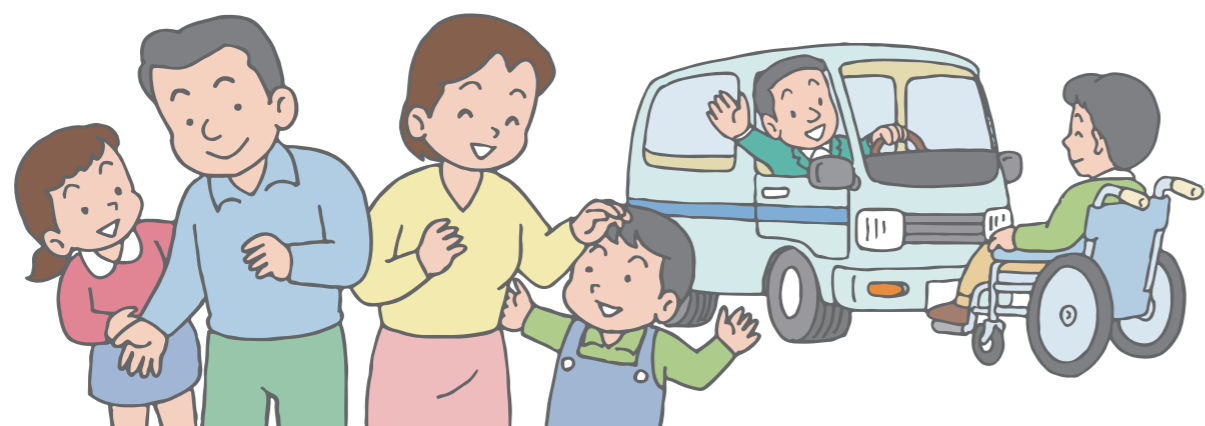
すべて国民は、日本国憲法のもと、基本的人権が保障され自由で平等な社会の実現を願っています。

しかしながら、現実の社会生活においては、今なお人権が侵害される事象が見受けられます。

今こそ、市民一人ひとりが人権尊重の精神に徹し、より豊かな人権感覚を身につけることが大切です。

よって私たちは、自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られる心豊かで明るく住みよい地域社会を築くため、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

平成18年7月11日 伊 勢 市



伊勢市人権施策推進協議会

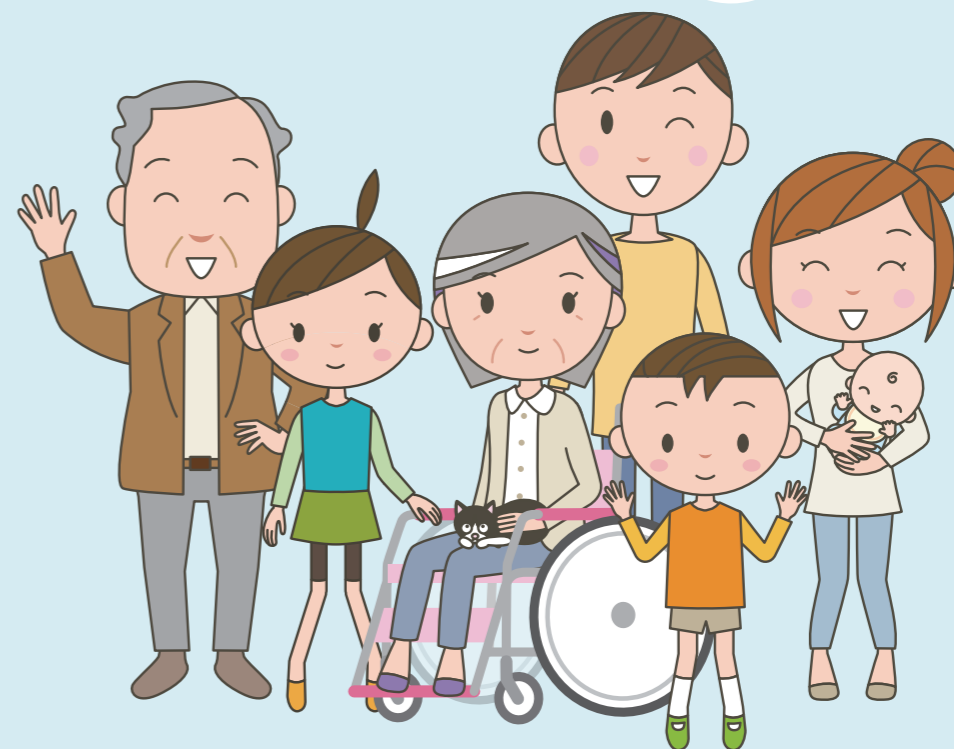
事務局：伊勢市人権政策課 伊勢市岩渕1丁目7-29 0596-21-5545

みんなの 人権 ハンドブック

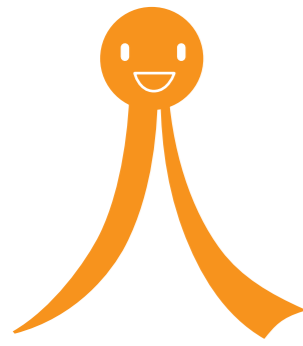
No.21

障害者差別解消法

～障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律～



伊勢市・伊勢市人権施策推進協議会



障害者差別解消法

～障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律～

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として2013（平成25）年に制定、2016（平成28）年に施行されました。今までは、「障がい者差別」という障がいを理由に他者や社会から排除、制限、区別などを「されること」ととらえられてきました。しかし、この法律の制定によって、合理的配慮（※）を「されないこと」も差別であるという考え方が明確に規定されました。

※ 障がいの程度や状況に応じて無理のない範囲でできる限りの配慮を行うこと

障害者差別解消法は障害者基本法4条を具体化する法律

障害者基本法第4条では、①差別する行為を禁止し、②社会的バリアをとりのぞくための合理的な配慮をしないと差別になる、と定めています。これを具体的に実現するための法律が障害者差別解消法です。

障害者差別基本法【抜粋】第4条（差別の禁止）

- 1 何人も、障害者にたいして、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理および提供を行うものとする。

障害者差別解消法ってどんな法律？

この法律は、26の本則の条文と附則からできており、①障害を理由とした差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない。②社会的障壁をとりのぞくための合理的な配慮をすること。③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識をひろめるためのとりくみを行わなければならないことを定めています。

第1章 総則（1条～5条）

・位置づけ・目的・定義（社会的障壁など）・責務 ほか

第2章 基本方針（6条）

・施策の基本的方向などを政府が策定

第3章 差別解消措置（7条～13条）

・「不当な差別的取扱い」の禁止「合理的配慮提供」を義務化（合理的配慮は行政機関には義務、民間事業者には努力義務）

第4章 差別解消支援措置（14条～20条）

・民間事業者にも行政措置（勧告も）

・自治体は、国の機関やNPO、学識経験者などで構成する差別解消支援のための「協議会」をつくることのできる

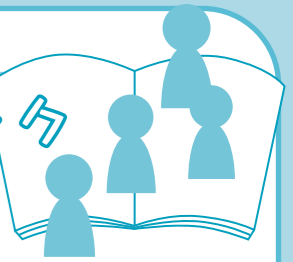
第5章 雑則（21条～24条）

第6章 罰則（25条～26条）

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律【抜粋】



みんなの人権ハンドブック



対象となる「障がい者」は？

この法律に書いてある「障がい者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人も含む）、その他の心や体のはたらきに障がいのある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障がい児も含まれます。）

手話言語条例って？

手話は、手指や身体の動きや表情を視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用できる環境が整えられていなかったことなどから、ろう者は、必要な情報が得られない、周囲とコミュニケーションを取れないなど、多くの不便を感じながら生活し、全ての人々が共生社会を実感できる状況に至っていませんでした。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が音声言語と同等の言語として位置付けられたことにより、手話は言語であるという認識に基づき、手話の理解に努め、手話を使って安心して暮らすことができ、全ての人々が、お互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生することができることを目指して、伊勢市でも2016（平成28）年4月に伊勢市手話言語条例を施行しました。

